

瀬戸市暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第35号

瀬戸市暴力団排除条例の一部を改正する条例

瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、愛知県（以下「県」という。）及び法第32条の3第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「推進センター等」という。）と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施しなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、愛知県（以下「県」という。）及び法第32条の2第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「推進センター等」という。）と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施しなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。